

平成24年度の区長さんを紹介します



西町一区	まつがき よしお 松ヶ迫 由雄	南堤区	ふるかわ あきら 古川 明	北西一区	くろき まさはる 黒木 政治
西町二区	えいじゆう かつろう 永住 勝朗	北堤区	よこやま くにやす 横山 邦保	北西二区	こういち 谷山 孝一
西町三区	にしづき きよし 西水流 清	西堤区	そとむら はるお 外村 治雄	北西三区	あつお ぬくみず あつお 温水 敦男
新生町区	おおくち かおる 大口 香	水流迫区	にしがみ たかし 西上 隆	麓区	いさお かねまつ いさお 金松 勲
後川内区	こぼり まさあき 小堀 正彰	東方一区	はしみつ すむい 橋満 進	永田区	ゆうじ かわの ゆうじ 河野 雄二
南島田区	やまぐち ただゆき 山口 忠行	東方二区	いふく かつまさ 伊福 勝正	原区	いづる いわもと いづる 岩元 譲
通り町区	よしむら ゆういちろう 吉村 雄一郎	真方一区	やすお やすお 齋藤 保夫	中河間区	いけい しゅうぞう 池井 周造
緑町区	やまぐち ひでき 山口 秀喜	真方二区	はしのくち よしとし 橋ノ口 芳利	夏木区	いけだ てるお 池田 照雄
本町区	そのだ まさはる 園田 正治	真方三区	もりおか よつお 森岡 與津男	堂屋敷区	まへだ のぶし 前田 信志
仲町区	おおよま のりあき 大山 範昭	南真方区	まがた まさる 真方 優	下九瀬区	ひがしはる ひろし 東原 祝男
永田町区	こみね みよし 小峰 實義	南真方東区	おがた よしあき 緒方 義明	上九瀬区	はえお みとし 八重尾 己年
上町区	いしこう いさむ 石合 勇	南真方西区	なかやま としあき 中山 敏章	奈佐木区	かわの はるお 河野 治雄
上町北区	よしだ まさひろ 吉田 昌弘	坂元区	たにやま すえきち 谷山 末吉	内山区	くろき りょういち 黒木 領一
上町東区	いずみ ふみひろ 出水 文洋	南西一の東区	おかの まさみ 岡蘭 正巳	野尻1区	ののもと まさひろ 野元 正洋
上町西区	さかもと しげのぶ 坂元 重信	南西一の西区	ふかくさ しょうぞう 深草 彰三	野尻2区	すぎた ふじこ 杉田 藤子
上町中区	まつやま まさゆき 松山 昌行	南西二区	くまのさこ ふみお 熊ノ迫 文夫	野尻3区	うじま よしお 氏益 芳輝
細野一区	くらた とみお 倉田 富夫	南西三区	いけだ こういち 池田 幸一	野尻4区	はら よしお 原 芳夫
細野二区	こうづま よしお 高妻 賢士	南西四区	たての ひさじ 立野 久二	野尻5区	しい としあき 四位 利秋
細野三区	さかした いさむ 坂下 勇	種子田区	かとう つぎお 加藤 次男	野尻6区	よしだ けんじ 吉田 賢二

自治組織のリーダーとして、豊かな地域づくりのためにご尽力いただく平成24年度の区長さんです。よろしくお祈いします。

●問 市民課 人権協働グループ
Tel: 23-1141

退任された方々です

西町二区	こうべ たかき 神戸 高紀さん	永田区	かわぞえ ただひろ 川添 忠弘さん
東方一区	こうつさ のぼる 高津佐 登さん	中河間区	なかも なかま 中間 一正さん
北西二区	かみのその まさひろ 神之蘭 正弘さん	夏木区	なつき むねお なつき 宗土さん
野尻1区	きくち のぼる 菊池 昇さん		

長い間ご尽力いただきありがとうございました。

※お知らせの内容はホームページでもご覧いただけます。
http://www.city.kobayashi.lg.jp

生活

あなたの家は大丈夫ですか？

市では、地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりへ向けて、木造住宅の耐震化促進事業を行っています。

◆事業の概要
◆木造住宅耐震診断補助事業
耐震診断に要する費用の一部を補助します。
(補助額5万4,000円)
(自己負担6,000円)

◆木造住宅耐震アドバイザー派遣事業
木造住宅の耐震に関する相談や地域での耐震化促進のための活動を行う場合に耐震診断アドバイザーを無料で派遣します。

◆木造住宅耐震改修補助事業
耐震改修に要する経費の一部を補助します。
(限度額50万円)

◆補助対象住宅
市内に存する昭和56年5月31日以前に着工され完成している木造住宅

◆補助対象者
市内に居住し、市税などの

その他

●事前相談
申請または工事着工前に事前相談が必要です。相談前に着工されている場合は補助対象となりません。
●問・管財課
Tel: 23-0222

農業振興地域整備計画変更申請受付

農業振興地域整備計画の変更申請(農振農用地の除外・編入・用途区分変更など)の受付を行います。
●申請期限: 6月29日(金曜)
●申請先
●農業振興課
●須木庁舎地域整備課
●野尻庁舎地域整備課
●変更申請の要件
農用地(いわゆる青地)を除外するときは「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、具体的・緊急的な事業計画があり次の要件を全て満たす場合に限りります。
●他用途に供することが必要かつ適性で、農用地区域以外に代替地がないこと

●農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと
●農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の活用を集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること

●土地改良施設の機能に支障がないこと
●土地改良事業等の工事が完了してから8年(事業完了の公告に記載された工事完了日を含む年度の翌年度から起算)を経過した土地であること

※このほかに、農地法や都市計画法など他法令の調整の見込み、被害防除の計画・許可見込み(排水計画など)があることが必要です。

※農用地への編入・用途区分変更については農業振興課へ相談ください。
●申請用紙配布先
●農業振興課(本庁)・地域整備課(須木庁舎・野尻庁舎)
●申・問
●農業振興課
Tel: 23-0300
Tel: 48-3131
●野尻庁舎地域整備課
Tel: 44-1100

農地・農業用施設災害の復旧事業

梅雨前線による豪雨や台風などにより農地(田・畑)や農業用施設(農道・用排水路・堰)などが被災した場合、現地を確認(立会)後に災害復旧事業として申請を行うための担当課へ連絡ください。

なお復旧の際には、各農地および農業用施設受益者による負担金が生じますので、了承ください。
※申請は被災規模および被災金額に規定があります。

●申・問
●農業振興課
Tel: 23-0333
●須木庁舎地域整備課
Tel: 48-3131
●野尻庁舎地域整備課
Tel: 44-1100

水俣病被害者の救済措置申請受付の期限について

水俣病被害者の救済および水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく給付申請の受付は平成24年7月31日(火)

二原遺跡公園

古墳時代において南九州独特の墓である地下式横穴墓を保存整備して展示している全国でも珍しい二原遺跡公園を一般公開します。

ガイドボランティア協会による案内・説明があり、どなたでも気軽に見学することができます。あなたも、古代の歴史を感じてみませんか。

●日程
毎月第3日曜日(家庭の日)6月は17日になります。
●時間: 9時30分~11時30分
●費用: 無料
●申・問・社会教育課
Tel: 22-7912